

どんな職業か

スポーツや日常生活の中で生じた、打撲、捻挫、脱臼および骨折などの各種損傷に対して、外科手術、薬品の投与等の方法によらずに、応急的もしくは医療補助的方法により、その回復を図ることを目的に施術を行う。

治療は、各種損傷に対して、評価、整復、固定、後療法、指導管理などを行う。評価では、患者の症状を聞く問診、患部を観察する視診、患部に触れて診断する触診を行い、患者の状態を把握し、柔道整復師の業務範囲かどうかを判断する。その後、損傷の程度や患者の自然治癒力に合わせて治療方針を決定する。

整復では、骨折の際の骨の損傷や、脱臼・捻挫の際の関節部分のずれなどを、手技により正常な状態に戻す。固定では、患部の治癒の促進、再転倒などの防止、痛みの軽減のために、ギプスなどの固定材やテーピングなどで患部を固定する。

後療法は、整復や固定による処置後の治癒を促進したり、早期に正常な運動機能を取り戻すことができるように行うもので、柔整マッサージなどの手技療法、運動療法、温熱などによる物理療法がある。また、以上の治療を行う間は、患者の日常生活について適切な指導管理を行い、患部に悪影響が生じないようにする。

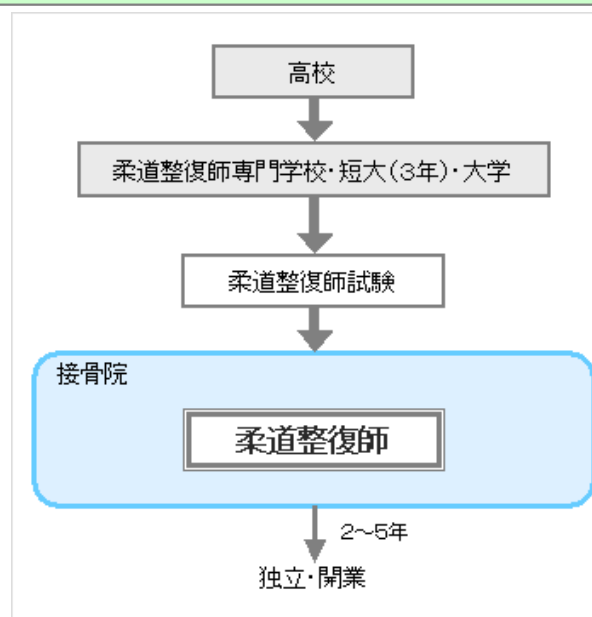
骨折や脱臼の場合には、応急手当てを行う場合以外は、治療について医師の同意を得てから行うこととされている。

就くには

柔道整復師養成施設「専門学校・短大・大学」において、解剖学、生理学、病理学、衛生学その他必要な知識および柔道整復の技能を修得したうえで、国家試験に合格する必要がある。

国家試験に合格すると、柔道整復師として開業する資格が得られるが、研修生として他の接骨院で2～5年程度の研修を積んでから、開業する場合が多い。

最近では独立開業せず、外科や整形外科に柔道整復師として勤務するケースも増えてきている。



労働条件の特徴

柔道整復師の多くは独立開業しており、その他に、施術所や病院に勤務している場合がある。

就業者はほとんどが男性で、女性は5%ほどとなっている。

診療時間は都道府県ごとに決められており、平日は午前9時から午後7時までが一般的で、午後1時から3時まででは休診とし、この時間を往診に当てたりする。日曜、祝日は休診、土曜は午後を休診とする場合が多い。急患の場合は、時間外でも施術に応じる。

独立開業している場合、保険診療による収入が主なものとなるが、患者数による収入の個人差が大きい。

伝統医学としての接骨術の歴史は長いが、昭和45年には、独立した「柔道整復師法」が制定された。柔道整復施術所数も年々増加を続けてきたが、近年、救急医療体制の充実によって、骨折などの疾患が病院で措置される傾向にあり、柔道整復師を取り巻く情勢は以前に比べ厳しくなっている。

このため、柔道整復師は接骨院の専門性を生かしたきめ細かな治療を行い、地域の人々に貢献し信頼を得ることで、地域に根ざした診療を行うことが必要となっている。

参考情報

- 関連団体**
- 社団法人 日本柔道整復師会
<http://www.shadan-nissei.or.jp>
 - 財団法人 柔道整復研修試験財団
<http://www.zaijusei.com>
 - 社団法人 全国柔道整復学校協会
<http://www.judo-seifuku.or.jp>

関連資格 柔道整復師